

議案第19号

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年3月7日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成7年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、町長の指定する期日に次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>鳥取県中部地区内</u>に住所を有し、</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第10条 入居決定者は、町長の指定する期日に次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>町内</u>に住所を有し、かつ、入居者</p>

かつ、入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人（うち1人は、町内に住所を有する者とする。）の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 略

2及び3 略

と同程度以上の収入を有する連帯保証人2人の連署した請書に入居者の印鑑証明書並びに連帯保証人の収入の証明及び印鑑証明書を添えて町長に提出すること。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(2) 略

2及び3 略

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。